

事 務 連 絡

令和2年2月25日

各 都道府県

消費生活協同組合主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局

地域福祉課消費生活協同組合業務室

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた消費生活協同組合に  
おける総(代)会等の取扱いについて

標記について、別添のとおり、厚生労働大臣認可の消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）に対して、事務連絡を発出したので、各都道府県の所管する組合に対する監督についても参考とされたい。

別添

事務連絡  
令和2年2月25日

各 厚生労働大臣認可  
消費生活協同組合（連合会） 代表理事 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた消費生活協同組合に  
おける総(代)会等の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月20日時点）は90名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月19日）で議論を行い、2月20日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を別紙のとおり示し、各種イベント開催を検討する上での参考とされたいとしています。

当該趣旨を踏まえ、消費生活協同組合及び同連合会（以下「組合」という。）における総（代）会開催にあたっては、総代等に対して、感染防止への取り組み状況（会場運営スタッフのマスク着用・アルコール消毒液の設置・例年よりも円滑な議事の進行予定等）についてお知らせいただくとともに、総代が当日出席願えない場合には、書面により議決権を行使する方法があることなどの情報提供を行っていただきますようご協力をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症に関連するやむを得ない理由がある場合における総（代）会の開催について、定款の定めに関わらず、規定された時期より遅れて開催することを緊急特別取扱いとして認めることとしました。

消費生活協同組合法第92条の2第1項に基づく決算関係書類等の提出については、や

むを得ない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて当該提出を延期することができる  
(同法施行規則第 248 条第 3 項) 旨の規定がありますので、提出を延期する組合は事業年  
度終了後 2 月以内に届け出を提出してください。